

# 保護者のみなさまへ 適正就学の取り組みについて

～不適正な入学・通学の防止のために～

大阪市では、不適正な入学・通学を防止する取組みを進めております。

居住実態のない住所に住民登録を行い、本来就学すべき学校以外の学校に入学・通学することは法令に抵触することになり、これらの不適正な就学が確認された場合は、本来就学すべき学校へ転校していただくことになります。

また、<sup>いつわ</sup>偽りの住所にもとづく不適正な入学・通学は、ルールを守らなくてもよいという誤った認識を子どもたちに教えることになり、これらを防ぐためにも、保護者のみなさまのご理解とご協力を得て、適正就学の推進に取り組んでまいりました。

なお、大阪市では、小学校、中学校、義務教育学校へ就学する際に、各区の方針にもとづき、受け入れ可能人数の範囲内で通学区域外の学校を希望により選択できる学校選択制を導入し、現在、市内全域の小学校、中学校、義務教育学校において実施しております。また、相当な理由がある場合は、指定された学校以外へ就学できる指定校変更の制度についても、同様に実施しております。

このような就学制度を公平・公正に実施するためにも、引き続き、適正就学の推進に向けて取り組んでまいりますので、保護者のみなさまにおかれましては、適正就学の取り組みについてご理解いただき、引き続きご協力いただきますようお願ひいたします。

令和5年12月

**大阪市教育委員会  
大 阪 市 各 区 長**